

～廃棄物の適正処理について～ (産業廃棄物排出事業者研修資料)

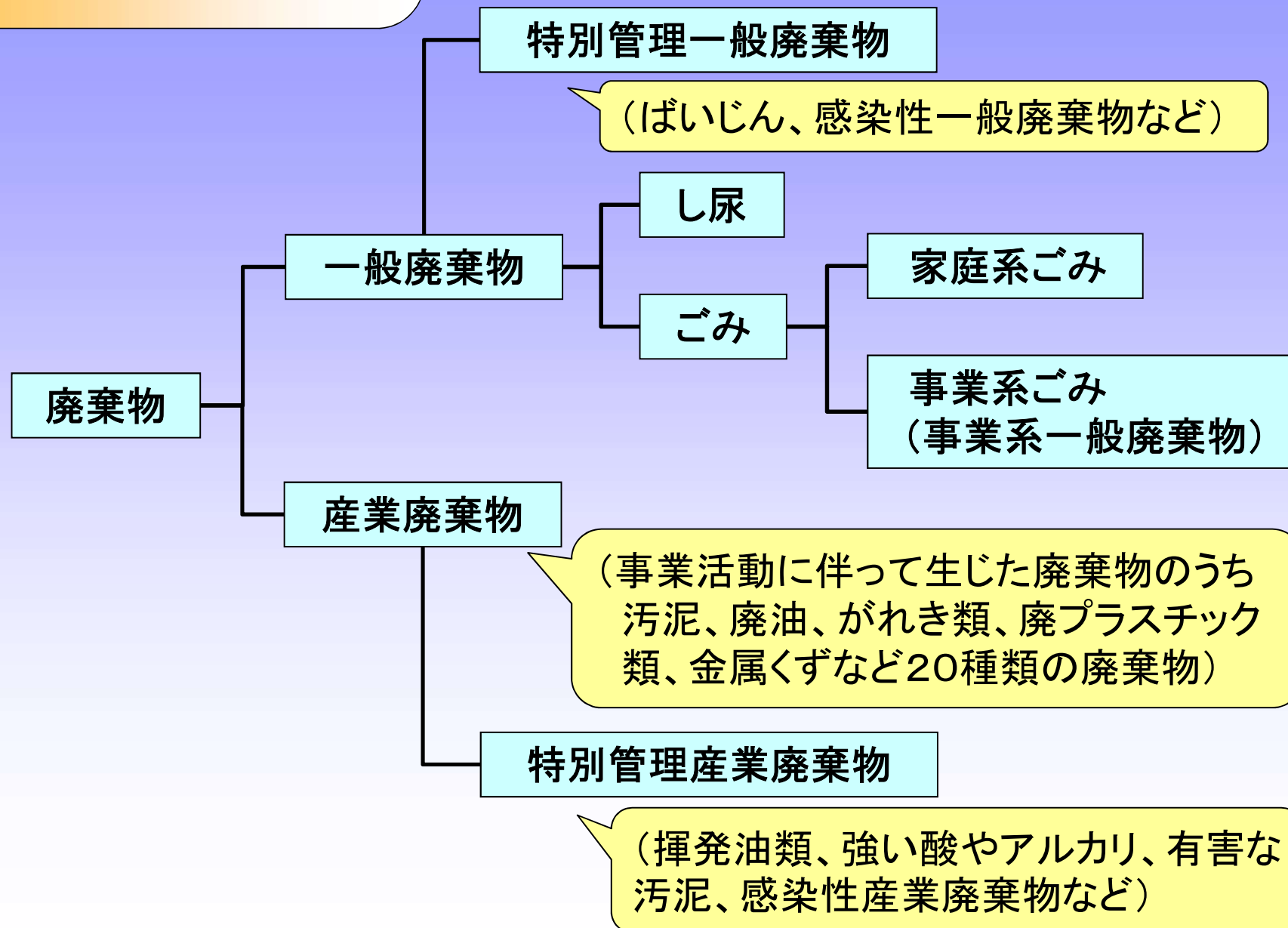
熊本県 循環社会推進課

説明内容

1. 廃棄物の分類と具体例
2. 排出事業者責任について
3. 各種基準について
4. マニフェスト制度について
5. 電子マニフェストについて
6. 水銀廃棄物の適正処理について
7. 廃棄物の不適正処理事案への対応
8. 雑品スクラップ対策について
9. 廃棄物処理法違反と罰則について
10. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について
11. その他の法改正事項について

1. 廃棄物の分類と具体例

廃棄物の分類



産業廃棄物の種類と具体例

あらゆる事業活動に伴うもの(その1)

種 類	具 体 例
①燃えがら	石炭がら、炉清掃掃出物、焼却残灰、活性炭 等
②汚泥	排水処理及び製造工程において生ずる泥状物で有機性及び無機性すべてのもの(下水汚泥、建設汚泥、碎石スラッジ、不良セメント、活性炭かす、バフくず、廃サンドブラスト(塗料かす含むもの) 等)
③廃油	鉱物性油及び動植物性油(グリース、重油、溶剤、アルコール、ビルジ、タールピッチ 等)
④廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液(酸性の果物ジュース、焼酎粕)
⑤廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液(黒液、石灰水)
⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物(廃タイヤ、塗料かす)

あらゆる事業活動に伴うもの(その2)

種 類	具 体 例
⑦ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
⑧金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず 等
⑨ガラスくず、コン クリートくず及び 陶磁器くず	ガラスくず、ガラス繊維くず、廃空き瓶、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず、廃石膏ボード、瓦破片 等
⑩鉱さい	高炉、電気炉等の残さい(スラグ)、キューポラのノロ、鑄物廃砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす 等
⑪がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これに類する各種廃材
⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの

特定の事業活動に伴うもの(その1)

種 類	具 体 例
⑬紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。以下同様。)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
⑭木くず	建設業に係るもの、木材・木製品製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木くず、貨物流通のために使用したパレット 等
⑮繊維くず	建設業に係るもの、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず(畳、レーヨンくず、ロープ等)
⑯動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす等)

特定の事業活動に伴うもの(その2)

種 類	具 体 例
⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
⑱動物のふん尿	畜産農業から生ずる牛、馬、豚等のふん尿
⑲動物の死体	畜産農業から生ずる牛、馬、豚等の死体
⑳上記①から⑲までの産業廃棄物を処分するために処理したものであって、①～⑲までのいずれにも該当しないもの	有害汚泥のコンクリート固型化物、焼却灰の溶融固化物、死亡牛の化製業者から発生する廃肉骨粉 等

特別管理産業廃棄物の種類と具体例

種 類	説 明
廃油	揮発性油、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く。）（これらの油を使用することによって排出される、引火点が70℃未満の廃油）
廃酸	pH2.0以下の廃酸
廃アルカリ	pH12.5以上の廃アルカリ
感染性廃棄物 *	医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ又は付着しているおそれのあるもの

* : 排出元の施設限定あり

特定有害産業廃棄物（その1）

種 類	説 明
廃PCB	廃PCB及びPCBを含む廃油
PCB汚染物	PCBが染みこんだ汚泥、PCBが塗布され、又は染みこんだ紙くず、PCBが染みこんだ木くず若しくは繊維くず、又は封入された廃プラスチック類若しくは金属くず
PCB処理物	廃PCBなど又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの
廃水銀等	①特定の施設において生じた廃水銀等 ②水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 ③廃水銀等処理物で基準不適合のもの
指定下水汚泥	下水道法施行例第13条の4の規定により指定された汚泥

特定有害産業廃棄物（その2）

種 類	説 明
鉍さい	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの
廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
燃え殻＊	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの
ばいじん＊	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの
廃油＊	有機塩素化合物、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むもの
汚泥、廃酸 又は廃アルカリ＊	重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの

＊：排出元の施設限定あり

2. 排出事業者責任について

排出事業者責任について

「排出事業者責任」とは？

産業廃棄物を処理する責任は、その産業廃棄物を排出した事業者にある。

※廃棄物処理法第3条第1項（事業者の責務）

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任**において**適正に処理**しなければならない。」

処理の方法

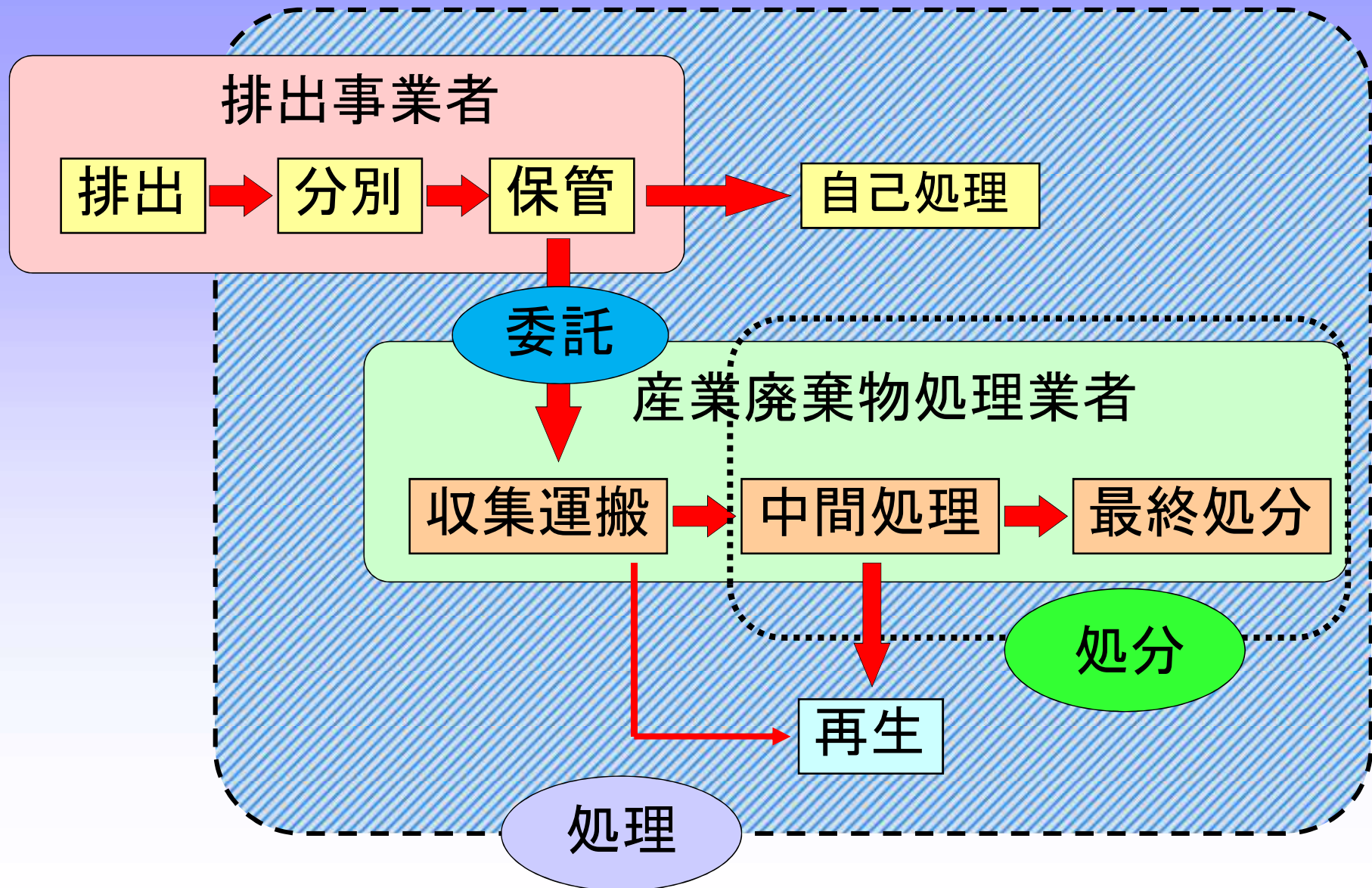
自己処理

事業者自ら処理

委託処理

「産業廃棄物処理業者」に処理を委託

廃棄物の処理の流れ



排出事業者の守るべき事項

処理基準

- ・産業廃棄物
(政令第6条)
- ・特別管理産業廃棄物
(政令第6条の5)

排出事業者

排出

分別

保管

自己処理

(政令第6条の5)

保管基準

- ・産業廃棄物
(省令第8条)
- ・特別管理産業廃棄物
(省令第8条の13)
- ・事前届出
(事業場保管: 300㎡以上、建設工事に伴う廃棄物のみ等)

委託

産業廃棄物処理業者

収集運搬

中間処理

最終処分

処分

再生

処理

委託基準

- ・産業廃棄物
(政令第6条の2)
- ・特別管理産業廃棄物
(政令第6条の6)

排出事業者責任を果たすために

■ 処理委託しても排出事業者責任はなくなる。

- ・ 廃棄物の処理を処理業者に委託した場合でも、その責任が排出事業者からなくなることはない。
- ・ 委託した処理業者が不法投棄をした場合、直接投棄した処理業者に原状回復能力がないと、排出事業者が責任を追及される。



● 適正な価格で委託

- ・ 極端に安い価格で委託しない。

● 廃棄物の処理状況を常にチェック

- ・ 廃棄物の処理を委託する場合、信頼できる業者に委託する。
- ・ 常に処理状況を確認することが大切。
- ・ 電子マニフェストの活用 → 処理状況の確認が容易。

● 優良産廃処理業者認定制度を活用

- ・ 認定事業者は遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定。
- ・ 電子マニフェストに対応済み。

排出事業者責任を果たすために

■ 不法投棄は絶対しない。

- ・生活環境に多大な影響を及ぼすおそれあり。
- ・不法投棄した事業者(個人、法人)には、懲役や罰金*が科せられる。
- ・自治体から原状回復を命令されることがある。

■ 違法焼却(野焼き等)は絶対しない。

- ・法で定める方法による場合や政令第14条に規定する一部の例外を除き、原則禁止されている。
- ・違法焼却した者(個人、法人)には、懲役や罰金*が科せられる。



社会的信用の失墜 → 会社存続の危機

* : 5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこの併科

排出事業者責任を果たすためには？

排出事業者責任に基づく措置に係る チェックリスト

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

平成29年6月

<http://www.env.go.jp/hourei/add/k060.pdf>

○廃棄物を適正に処理するためのチェックリスト(簡易版)

1 処理業者の選択は適切ですか？

- ☐ 許可証によって許可品目、有効期限、処理能力を確認した。
- ☐ 収集・運搬業者は、現場と処分先の両方の都道府県知事（政令市長）の許可を有している。
- ☐ 処理施設を確認し、管理状況等が適切であることを確認した。
- ☐ 処理料金は適切である（地域の一般的料金に比べ極端に安過ぎない）。
- ☐ 委託処理後にも処理業者の処理施設を訪問し、適切に処理されていることを確認した。

○廃棄物を適正に処理するためのチェックリスト(簡易版)

2 委託契約は適切ですか？

- ☐ (自社運搬でなければ)収集・運搬業者との委託契約書がある。
- ☐ 処分業者との委託契約書がある。
- ☐ 委託契約書には処理業者の許可証のコピー(最新版)が添付されている。
- ☐ 記載事項は全て正確に記入されている。
(契約日、契約期間、廃棄物の種類・数量、金額、中間処理の場合:処理後の処分先 等)

○廃棄物を適正に処理するためのチェックリスト(簡易版)

3 マニフェストの管理は適切ですか？

- ☐ 産業廃棄物を搬出する都度、品目毎、処分先毎にマニフェストを発行している。
- ☐ 記載すべき事項は全て正確に記入している(日付、廃棄物の種類・量 等)
- ☐ 処理業者からB2票、D票、E票が期限内に返送されている。
- ☐ 現場にA票、B2票、D票、E票が全てそろっている。
- ☐ マニフェスト(保存期間は5年間)の保管方法が社内で決まっている。

(電子マニフェストの場合)

- ☐ 産業廃棄物の引き渡し後、3日以内に登録している。
- ☐ 運搬及び処分の終了日から3日以内に報告があることを確認している。

3. 各種基準について

一般廃棄物処理基準及び産業廃棄物処理基準

■ 一般廃棄物、産業廃棄物の収集運搬に係る共通基準

- 廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

■ 一般廃棄物の収集運搬に係る個別基準

市町村が定めた車両ステッカーの貼付けを条例等で義務化しているところもある

■ 産業廃棄物の収集運搬に係る個別基準

産業廃棄物収集運搬車両への表示

産業廃棄物収集運搬車
〇〇産業(株)
012345



許可番号の下6桁(自社運搬の場合は不要)

一般廃棄物又は産業廃棄物の保管

■保管基準

事業場において廃棄物が運搬されるまでの保管方法に関する基準

- 周囲に囲いが設けられていること。
- 見やすい箇所に廃棄物の保管の場所である等の必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

掲示板の例(規則第1条の5)

一般廃棄物の保管施設		60cm以上
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物(木くず)	
最大保管量、高さ	最大保管量: 10ton、高さ: 2.0m	
管理者の名称	〇〇産業(株) 管理部	
管理者の氏名	〇〇産業(株) 管理部 管理課 〇〇太郎	
連絡先	096-321-0011 内線 1234	

← 60cm以上 →

- 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないような措置を講ずること。
- ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

産業廃棄物の委託処理

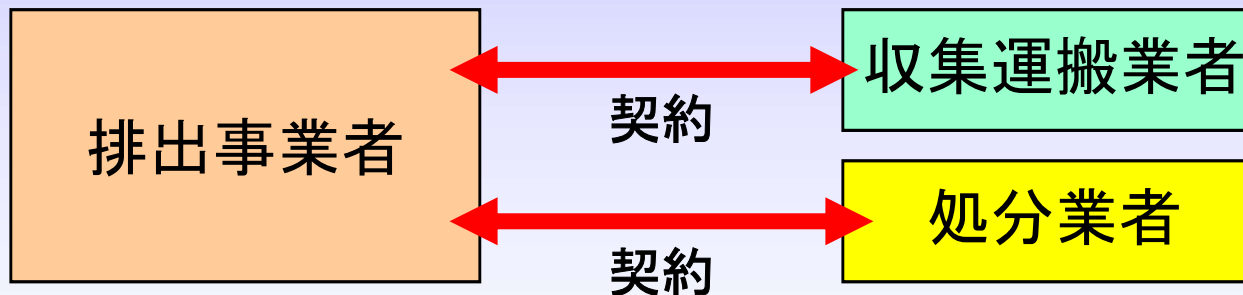
- 許可を持っている収集運搬業者又は処分業者に委託すること

- 委託契約は書面で行うこと

契約書には許可証の写しが添付されていること

委託契約書及び書面は契約終了日から5年間保存

- 収集運搬業者、処分業者とそれぞれ契約すること



- 排出事業者はマニフェスト又は電子マニフェストを使用し最終処分されるまで適正に処理されたことを確認すること

委託契約書に記載する事項

- 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- 運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地、処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、方法及び施設の処理能力
- 処分（最終処分を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、方法及び施設の処理能力
- その他環境省令で定める事項

4. マニフェスト制度について

産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）

マニフェスト制度とは？

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する仕組み



排出事業者は、産業廃棄物処理業者に廃棄物を引き渡す際には、必ずマニフェストを交付しなければならない。

事業者(排出者)の責任 (排出者責任を追求される存在)

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」

(廃棄物処理法 第3条)

不法投棄した事業者には、懲役及び罰金等が科せられ、さらに自治体によって原状回復を命令されることがあります。

廃棄物の処理を処理業者に委託した場合でも、その責任が排出事業者からなくなることはありません。

委託した処理業者が不法投棄した場合、直接投棄した処理業者に原状回復能力がないと、排出事業者が責任を追及されることとなります。

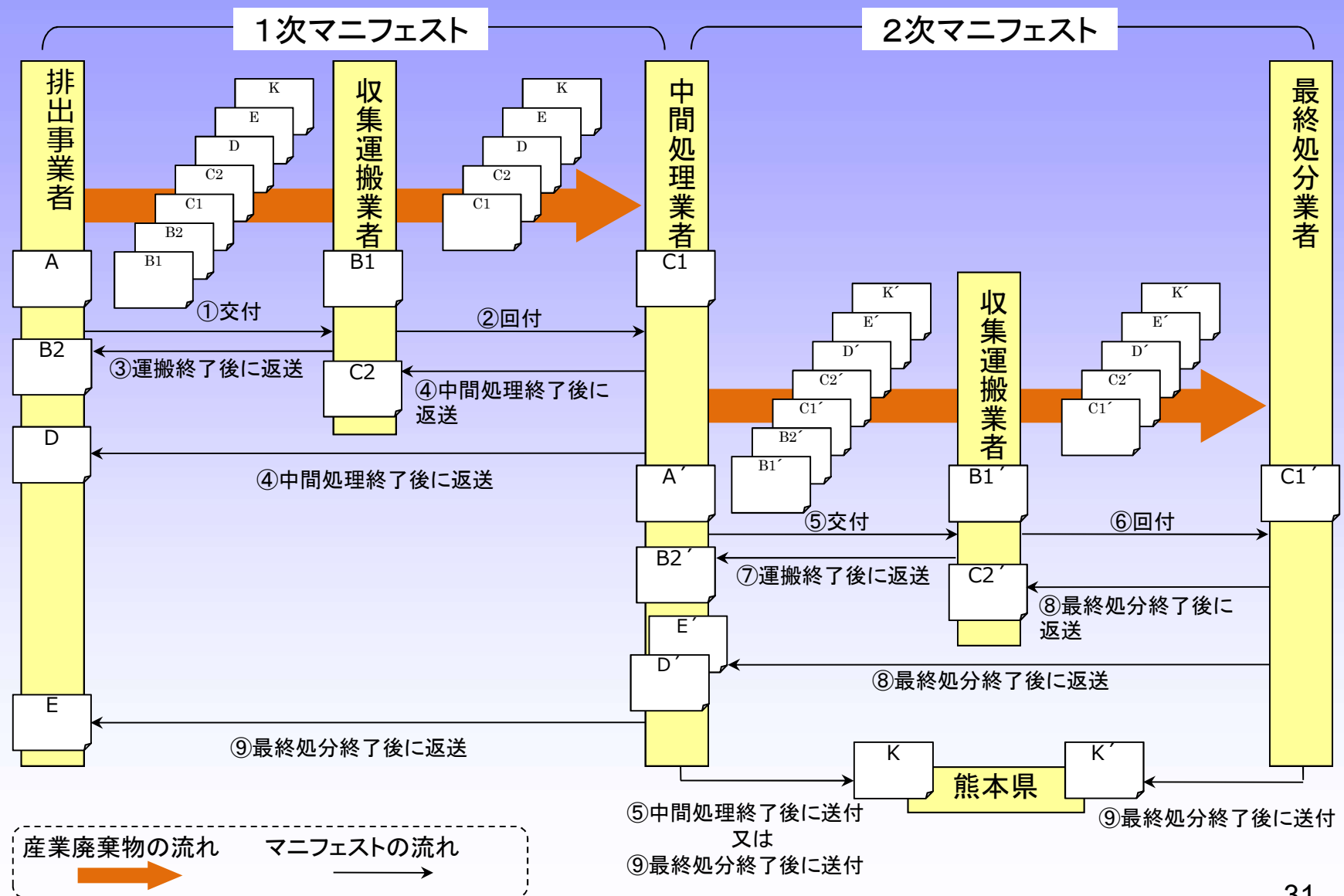
★ マニフェストを正しく使用して、委託処理状況を確認することが大切です。

マニフェスト各票の役割

マニフェスト	役 割	処理終了日からの 送 付 期 限	送 付 先
A	排出事業者の廃棄物引渡し確認用	(排出事業者の控え)	
B1	運搬受託者の運搬終了確認用	(運搬業者の控え)	
B2	排出事業者の運搬終了確認用	運搬終了した日から 10日以内	排出事業者
C1	処分受託者の処分終了確認用	(処分業者の控え)	
C2	運搬受託者の処分終了確認用	処分終了した日から 10日以内	運搬受託者
D	排出事業者の処分終了確認用	処分終了した日から 10日以内	排出事業者
E	排出事業者の最終処分確認用	2次マニフェストのE票が返送された日から 10日以内	排出事業者
K※	熊本県チェック用	最終処分終了後の翌月の10日まで	循環社会推進課

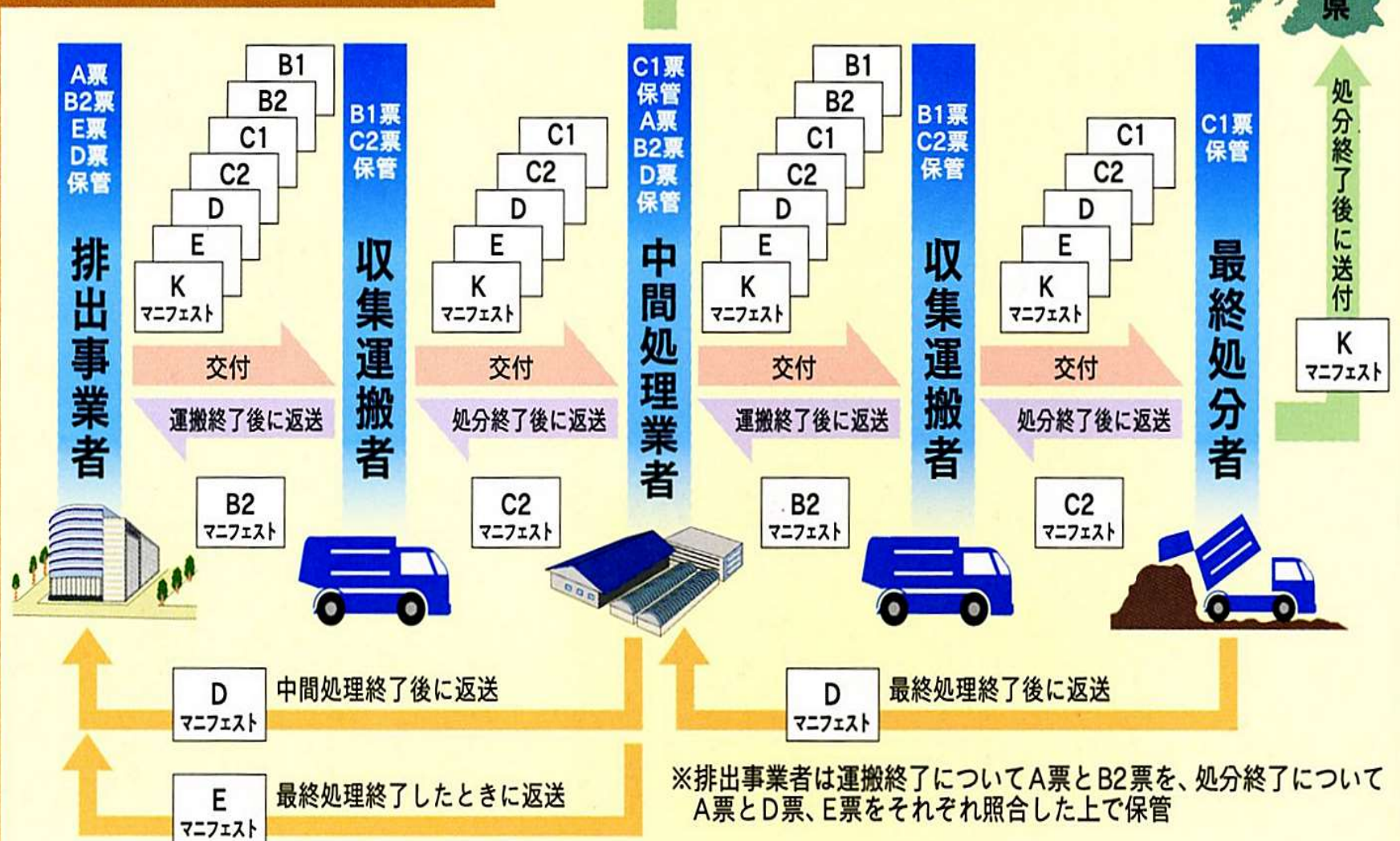
※K票は熊本県独自の制度です。

マニフェストの流れ



マニフェスト

(平成13年4月1日からの流れ)



マニフェスト交付時の留意点

- 種類ごとに交付
- 運搬先が複数の場合は運搬先ごとに交付
- 種類、数量、受託者氏名、名称を確認後に交付
- (中間処理業者)最終処分先、管理票交付者氏名の確認
- 管理票の控え(A票)を5年間保存

★発行されたマニフェストの記載内容は、排出事業者に責任があります。

マニフェストの返送期限

マニフェスト	産業廃棄物に関するもの	特別管理産業廃棄物に関するもの
B2	90日	60日
D		
E	180日	

注意！

運搬受託者及び処分受託者から返送期限内にマニフェストの写しが返送されないときは、必要な措置を講じ、その結果を知事（政令市長）に報告しなければならない。（報告先はマニフェストの発行場所による。）

マニフェストの交付状況の報告

● 報告対象者

マニフェストを交付した事業者
(電子マニフェストを利用する事業者を除く)

● 報告内容

事業場ごとに、産業廃棄物の種類・排出量等、マニフェストに記載された内容を様式第3号(産業廃棄物管理票交付等状況報告書)により報告

● 報告期限

前年度1年間に交付したマニフェストについて、毎年6月30日までに報告

● 報告先

くまもと電子申請窓口による電子申請又は所管する保健所(熊本市内に事業場がある場合は熊本市ごみ減量推進課)

報告書の提出日を記載します。

令和2年6月30日

記載例

熊本県知事 様

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和元年度)

報告者の法人名、代表者名
住所、電話番号を記載します。

報告者
住 所 熊本県〇〇市〇〇町1-2-3
氏 名 〇〇株式会社 代表取締役 熊本 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 096-〇〇〇-〇〇〇〇

事業場の名称、住所、電話番号を
記載します

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、令和元年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	〇〇株式会社 〇〇製造工場					業 種	食料品製造業		
事業場の所在地	熊本県〇×市□□町4-5-6					電話番号	〇〇〇-△△△-□□□□		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	5	3	123456	(株)〇〇商会	〇〇市〇〇町1234	065432	××クリーンセンター	
2	廃油	0.4	2	012345	〇×運送(株)	〇〇市〇〇町1235	006543	〇〇産業(株)	
3	動植物性残さ	100	50	001234	(有)△□商店	〇〇市〇〇町1236	000654	□□商会(株)	
4	廃酸(廃強酸)	0.5	1	000123	□×(有)	〇〇市〇〇町1237	000065	(株)〇〇リサイクル	

備考

- 1 トンで記載します。
- 2 m³やℓで記載しないようにしてください。(トンに換算してください。)
- 3 産業廃棄物の種類を記載します。同じ種類であっても、処理業者が異なる場合はそれぞれ分けて記載します。
- 4 許可番号の下6桁を記載します。
- 5 日本標準産業分類の中分類の名称を記載します。
- 6 運搬先の住所と同一の場合は、記載不要です。
- 7 産業廃棄物の運搬先を記載します。

(日本工業規格 A列4番)

5. 電子マニフェストについて

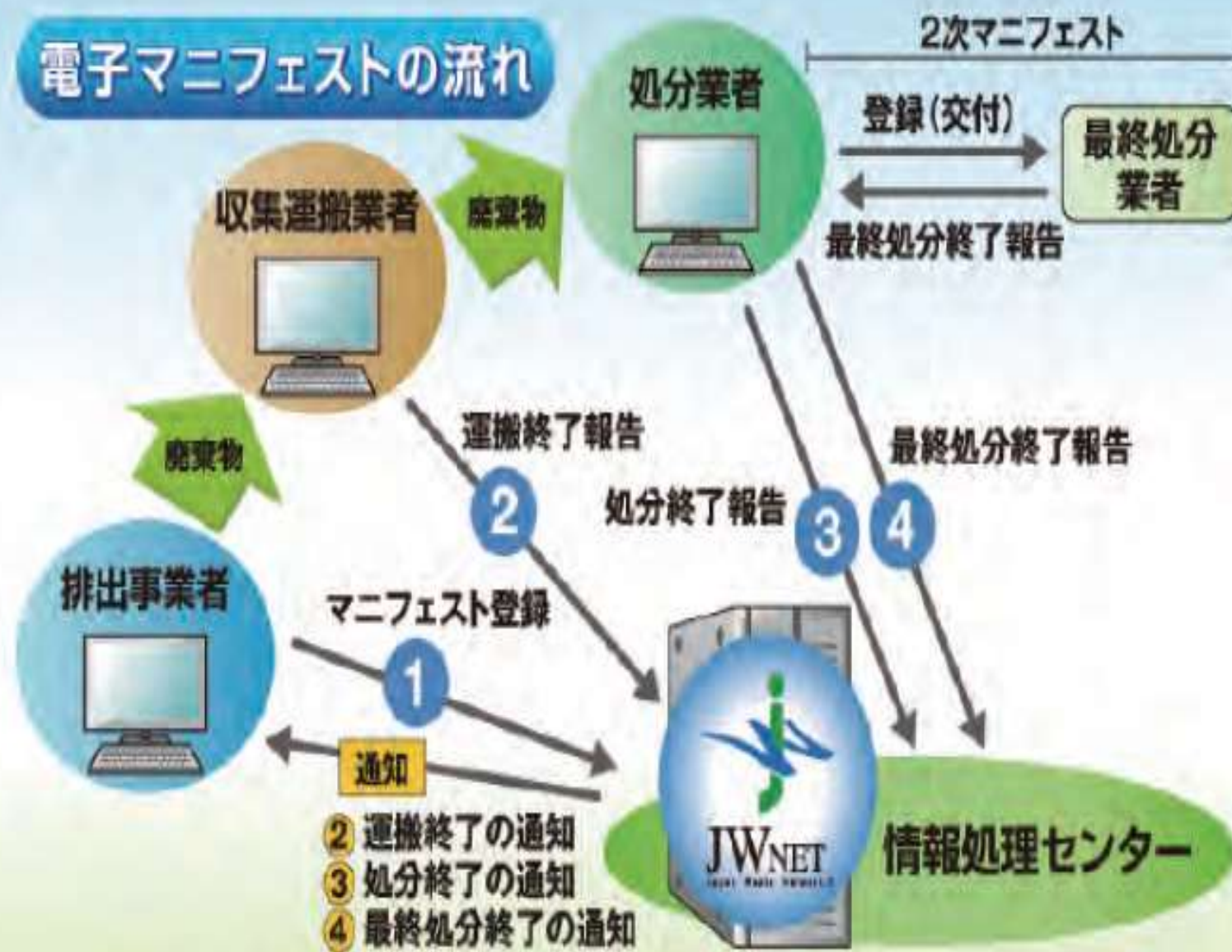
電子マニフェストについて

紙マニフェストに代わり、その記載内容を情報処理センターを介したネットワーク上でやり取りする仕組み

処理の透明化、事務の効率化、都道府県等の監視の効率化、不適正事案の原因究明の迅速化に効果的

特別管理産業廃棄物(特管産廃)の多量排出事業者(前々年度に特管産廃(PCB廃棄物を除く)を年間50t以上排出した者)は、令和2年4月1日から、特管産廃を排出する際に電子マニフェストの使用が義務化される。(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画への記載は平成31年4月1日施行)

電子マニフェストの流れ



電子manifestと紙manifestの運用比較①

	項目	電子manifest	紙manifest
排出事業者	manifestの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、又は処分業者に引き渡した日から3日以内にmanifest情報を情報処理センターに登録	廃棄物を収集運搬業者、又は処分業者に引き渡しと同時にmanifest交付
	処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知(電子メール等)により確認	①運搬終了報告:B2票とA表を照合して確認 ②処分終了報告:D票とA表を照合して確認 ③最終処分終了報告:E票とA票を照合して確認

電子manifestと紙manifestの運用比較②

	項目	電子manifest	紙manifest
排出事業者	manifestの保存	manifestの 保存が不要 (情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)	①交付したmanifest A票を 5年間保存 ②収集運搬業及び処理業者より送付されたB2票、D票、E票を 5年間保存
	産業廃棄物管理票交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため 報告が不要	都道府県・政令市に 自ら報告

電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較③

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
収集運搬業者	運搬終了報告	運搬終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	運搬終了日から10日以内に、必要事項を記載したB2票を排出事業者に送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要 (情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)	処分業者より送付されたC2票を5年間保存

電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較④

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
処分業者	処分終了報告	処分終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	処分終了日から10日以内に、必要事項を記載したC2票を収集運搬業者、D票・E表を排出事業者へ送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要 (情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)	C1票を5年間保存

電子マニフェスト導入のメリット

○事務処理の効率化

- ・画面上で廃棄物の処理状況を容易に確認できる
- ・マニフェストの保存が不要（保存スペースも不要）
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

○法令の遵守

- ・法で定める必須項目をシステムで管理しているため、入力漏れを防ぐことができる
- ・終了報告の確認期限が近づくと排出事業者に注意喚起する
- ・マニフェスト紛失の心配がない

○データの透明性

- ・常にマニフェスト情報を閲覧・監視することができる

スマホ・タブレットを活用した現場登録機能

電子マニフェストの操作を熟知している収集運搬業者の支援を受け、**現場で排出事業者がマニフェストを登録できる**新機能。

※マニフェストの交付・登録は排出事業者が責任を負います。

< STEP 1 >

収集運搬業者が事務所で収集予定のマニフェストを仮登録



収集運搬業者
(事務所)

< STEP 2 >

排出現場で収集運搬業者が廃棄物の数量をスマホで入力



排出事業場
(〇×工場 排出現場)

< STEP 3 >

排出事業者が収集運搬業者のスマホでマニフェスト内容を確認し、暗証番号を使って登録！



6. 水銀廃棄物の適正処理について

水銀廃棄物の適正処理

平成29年10月1日以降、以下の廃棄物について、新たな対応が必要となっている。

I 水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの

例：蛍光灯、水銀体温計、水銀式血圧計 等

II 水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物

ばいじん、燃えがら、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリで、水銀を一定以上含有するもの

III 廃水銀等

①特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物

②水銀が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に関する共通の新たな措置

項 目	必 要 な 記 載 事 項 等
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることが必要。 注)平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要。(処理基準の遵守は猶予されない)
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。 注)平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はない。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量を記載すること。
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
帳簿	「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」に係るものであることを明記すること。

I 水銀使用製品産業廃棄物の対象

水銀使用製品産業廃棄物：次の①～③の製品が産業廃棄物となったもの（別添表参照）

- ① 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」(平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち①表A・表Bの製品。
- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品（①の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。）
- ③ ①及び②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

※ 上記の①、②、③のいずれかに該当する水銀使用製品産業廃棄物のうち、右表「水銀回収義務」欄に○があるものは水銀の回収が義務付けられている。

Ⅱ 水銀含有ばいじん等の対象

水銀汚染物：水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったもの。

水銀含有ばいじん等：水銀汚染物のうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するもの。水銀を一定以上含むものは、処分・再生時に水銀回収が義務付けられている。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^注 を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀 ^注 を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^注 を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀 ^注 を1,000mg/L以上含有するもの

注：水銀化合物に含まれる水銀を含む。

Ⅲ 廃水銀等の対象

※ほぼ純粋な水銀が対象です。

①以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品に封入されたものを除く)

- ・水銀若しくは水銀化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設
- ・水銀使用製品の製造の用に供する施設・灯台の回転装置が備え付けられた施設・水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く。)を有する施設
- ・国又は地方公共団体の試験研究機関
- ・大学及びその附属試験研究機関
- ・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所

- ・農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- ・保健所
- ・検疫所
- ・動物検疫所
- ・植物防疫所・家畜保健衛生所
- ・検査業に属する施設
- ・商品検査業に属する施設
- ・臨床検査業に属する施設
- ・犯罪鑑識施設

②水銀若しくは水銀化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く。)又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

7. 廃棄物の不適正処理事案への対応

廃棄物の不適正処理対策①

1 不適正処理とは

廃棄物が適正に処理されないと、悪臭、粉塵、害虫の発生や水・大気汚染につながります。

＜不適正処理の代表＞

- ・不法投棄、不適正保管（大量、長期間）、不法焼却（構造基準を満たさない焼却炉の使用等）

2 不適正処理担当行政機関

産業廃棄物：都道府県

一般廃棄物：市町村

※ 事案内容によっては、両社が連携して対応

廃棄物の不適正処理対策②

3 不適正処理を防止するために

(1) 処理を委託する場合

- ・許可を持っている処理業者に委託する
- ・委託契約を書面で締結する
- ・マニフェストを交付する

(2) 建設工事を施工する場合

- ・元請け業者は、発注者に対し、分別解体等の計画について書面を交付して説明する
- ・工事請負契約は書面で締結する
- ・工事請負契約書には、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称、所在地、再資源化等に要する費用も明記する

廃棄物の不適正処理対策③

- ・発注者は、工事着手の7日前までに分別解体等の計画について、所定の行政機関に届け出る
- ・元請け業者は、再資源化等が完了したときは、発注者に対し書面で報告するとともに再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保管する

(3) 解体工事を発注する場合

- ・見積額に、廃棄物の処理費用が含まれていることを確認する
- ・着工前に廃棄物の処理先が決まっていることを確認する
- ・工事中は、廃棄物の分別が行われていることを確認する

(4) 土地・建物を貸したり、土地を造成する場合

- ・借主や事業内容を確認する
- ・口約束にしないで、書面で契約を結ぶ
- ・現地状況を頻繁に確認する

廃棄物の不適正処理対策④

(5) 焼却する場合

- ・構造基準を満たした焼却炉で、法令で定められた使用方法を守って焼却する
- ・焼却炉購入の際は、構造基準を満たしているか販売店に十分確認する

4 不適正処理を見つけたら

環境への悪影響を最小限に止めるため、廃棄物の不適正処理は早期に発見し、早期に対応する必要があります。

不適正処理又は不適正処理が疑われる状況を発見したときは、県又は市町村の担当部署に通報くださるよう、御協力をお願いします。

廃棄物の不適正処理対策⑤

5 熊本県の不適正処理対策

(1) 廃棄物110番を設置

産業廃棄物に関する専用ダイヤル 096-385-5300

(2) 監視体制の強化

- ・ 廃棄物監視指導員を全保健所に配置
- ・ 情報提供に関する協定締結

(3) 不法投棄対策連絡会議の設置(本部・地方)

(4) 合同パトロールの実施

8. 雑品スクラップ対策について

有害使用済機器の適正な保管等の義務づけ (法第17条の2)

- ①人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器(有害使用済機器)が定められた。

...平成30年4月1日施行

- ②有害使用済み機器について、次の措置が講じられた。

- 有害使用済機器の保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け
- 処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加

有害使用済機器の適正な保管等の義務づけ (法第17条の2)

●有害使用済機器の判別

対象品目(32品目)のうち、**廃棄物ではなく、かつ、リユース(再使用)されないもの**

・対象品目

家電リサイクル法対象品目(テレビ 等)

小型家電リサイクル法対象品目

(炊飯器、扇風機、携帯電話、ゲーム機、電卓、デジタルカメラ 等)

有害使用済機器の適正な保管等の義務づけ (法第17条の2)

※注意点

- ・ 取扱いの過程で破損等したことで、廃棄物と判断された機器については、廃棄物として適正に処理する必要がある。
- ・ 有害使用済機器対象品目の機器と金属スクラップ等その他のものが混合し、この混合物が総体として廃棄物と判断される場合は、廃棄物として適正に処理する必要がある。

※その他

「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン
(平成30年3月、環境省)」参照

9. 廃棄物処理法違反と罰則について

廃棄物処理法違反と罰則(主なもの)①

違 反		内 容	刑 罰
①	無許可営業	許可を受けずに廃棄物の処理を業として行ったとき	5年以下の懲役 1,000万円以下の罰金又はこの併科
②	投棄禁止違反	何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない	
③	焼却禁止違反	何人も法で定める方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない	
④	委託基準違反	<u>無許可業者等へ廃棄物の収集運搬あるいは処分を委託すること(※許可業者であっても、許可のない産業廃棄物の種類については受託できない。)</u>	
⑤	再委託禁止違反 委託基準違反	政令で定める委託基準に従わずに、廃棄物の処理の委託・再委託を行うこと	3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこの併科

廃棄物処理法違反と罰則(主なもの)②

違 反		内 容	刑 罰
⑥	排出者管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	産業廃棄物管理票の不交付・記載漏れ・虚偽記載を行うこと	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
⑦	管理票保存義務違反	交付した、又は送付されてきた産業廃棄物管理票の写しを保存しないこと(5年間)	
⑧	虚偽管理票交付	収集運搬あるいは処分を受託していないものに関する産業廃棄物管理票を虚偽記載・交付すること	
※	法人等に対する <u>両罰規定</u>	法人等にあつて、その法人の従業員等が、その法人の業務に関し上記の違反行為をしたときは、 <u>行為者に対して罰則を適用するほか、法人に対しても罰金刑を科す</u>	3億円以下の罰金(①～③) 各本条の罰金刑(④～⑧)

10. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について

PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について

PCBとは

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質です。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

※1968年(昭和43年)発生したカネミ油症事件(食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させた)の原因物質とされています。

PCB廃棄物に係る最近の主な法改正①

無害化処理認定施設等の処理対象となるPCB廃棄物の拡大

PCBを含有する汚染物（PCB濃度0.5%～10%）の処理体制の構築のため、2019年に行われた無害化処理認定4施設での焼却実証試験の結果を踏まえ、無害化処理認定施設等の処理対象を拡大する関係法令等の改正が行われ、2019年12月20日に公布・施行されました。

ポイント

- PCB濃度0.5%～10%の可燃性の汚染物等は、低濃度PCB廃棄物として無害化処理認定施設等で処理することが可能となりました。
- PCB濃度0.5%～10%の可燃性汚染物等の処分期間は2027年3月末となりました。なお、金属くずや陶磁器くず等の汚染物については、これまで通りPCB濃度が0.5%を超えるものは高濃度PCB廃棄物となります。

PCB廃棄物に係る最近の主な法改正②

一般廃棄物となるポリ塩化ビフェニルを使用した安定器の処理

かつて事業活動において使用されていたPCB 使用安定器が、当該事業が廃止された後も居宅用として使用され続けること等の理由により、排出時点で一般廃棄物となるが、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）は一般廃棄物処分業の許可及び一般廃棄物処理施設の許可は有していないため、一般廃棄物としてのPCB 使用安定器（以下「一廃安定器」という。）は現状、JESCO においては処理ができなかった。

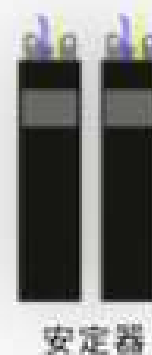
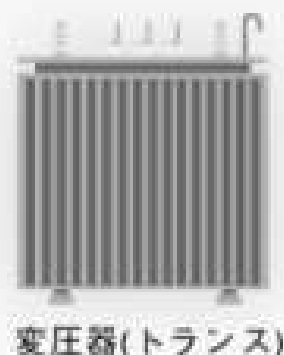
産業廃棄物処理施設の設置者であるJESCOがあらかじめ都道府県知事に届け出ることで一般廃棄物処理施設を設置し、処理することとなった。

ポイント

- 市町村がJESCOに処理を委託し、JESCO 及び収集運搬業者との契約、費用の支払い等の手続きを市町村が行う必要がある。
- JESCO の処分費用については、市町村負担。

PCBが使用されている可能性のある代表的な機器類

代表的なPCB使用電気機器等



- ・**変圧器**：平成5年以前製造のもの又はそれ以降に油の入替を行ったもの
- ・**コンデンサー**：平成2年以前製造のもの
- ・**安定器**(蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯)：昭和47年8月以前製造のもの

※安定器の場合、銘板判読不明のものが多くありますが、設置年月(建築物等の建築年月)が昭和52年4月以降のものであれば「対象外」として処理して差し支えありません。

※その他の機器類：計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器、OFケーブルなど

PCB使用機器はどんなところにあるのか？



キュービクル

PCB使用機器はどんなところにあるのか？



その他、電路から取り外されたのち、倉庫等に保管されているケースなどもあります。

PCB使用機器はどんなところにあるのか？

蛍光灯安定器1



PCB使用機器はどんなところにあるのか？

蛍光灯安定器2



PCB使用機器はどんなところにあるのか？

水銀灯安定器1



PCB使用機器はどんなところにあるのか？

水銀灯安定器2



PCBが使用されている可能性のある機器類を発見したら

保管・使用事業者(所有事業者)に処理責任があるため、譲渡しは禁止です！

- ・ 銘板を確認(メーカー名、製造年、型番など)し、メーカーにPCB使用の有無を問い合わせる。
- 高濃度(5,000mg/kg超)PCB使用変圧器・コンデンサー等の場合
→直ちに管轄保健所に届出を行い、処理期限切れのため特管産廃として適正に継続保管
- 低濃度(0.5mg/kg超5,000mg/kg以下)PCB含有・汚染変圧器・コンデンサー等の可能性がある場合
→専門業者に依頼し、濃度分析を行い、0.5mg/kgを超える場合は低濃度PCB含有・汚染機器として、管轄保健所に届出、特管産廃として適正保管、2027年3月31日までに全国の無害化処理認定施設等(環境省のウェブサイトに一覧があります。)で処分。
- PCB使用安定器(＝高濃度)の場合
→直ちに管轄保健所に届出を行い、処理期限切れのため特管産廃として適正に継続保管

PCB使用等機器が発見された場合、必要なこと、 やってはいけないこと

- 必要なこと

保健所へ速やかな届出、適正保管、期限内処分

- やってはいけないこと

野ざらし、不分別などの**不適正保管**、有価物として
第三者への**譲渡**、金属くずなどとしてPCB処理**無許可**
業者へ処理(収集運搬・処分)委託することなど

※2021年2月現在で県内に本社のあるPCB処理の許可業者はありません。

※違反した場合、**PCB特別措置法**、**廃棄物処理法**に
よる**罰則**があります。

今一度、事業所内の電気室、倉庫、古い建物
や古い照明器具の確認をお願いします。

様々な情報が得られるウェブサイト

- 環境省 : <http://pcb-soukishori.env.go.jp/>
- 熊本県 : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/>
(安定器の判別資料等も掲載しています。)
- 熊本市 :
https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=10434&class_set_id=2&class_id=193
- JESCO(中間貯蔵・環境安全事業株) :
<https://www.jesconet.co.jp/>
- 一般社団法人日本電機工業会(変圧器・コンデンサー類) :
<https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/>
- 一般社団法人九州電気保安協会(変圧器・コンデンサー類) :
<https://www.kyushu-qdh.jp/business/pcb/>
- 一般社団法人日本照明工業会(安定器) :
<https://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

お問合せ先

有明保健所	玉名市岩崎1004-1	0968-72-2184
山鹿保健所	山鹿市山鹿465-2	0968-44-4121
菊池保健所	菊池市隈府1272-10	0968-25-4135
阿蘇保健所	阿蘇市一の宮町宮地2402	0967-24-9035
御船保健所	上益城郡御船町辺田見400	096-282-0016
宇城保健所	宇城市松橋町久具400-1	0964-32-1148
八代保健所	八代市西片町1660	0965-33-3198
水俣保健所	水俣市八幡町2丁目2-13	0966-63-4104
人吉保健所	人吉市西間下町86-1	0966-22-3108
天草保健所	天草市今釜新町3530	0969-23-0172
熊本県環境生活部環境局循環社会推進課	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-333-2278
熊本市ごみ減量推進課事業ごみ対策室	熊本市中央区手取本町1番1号	096-328-2111

11. その他の法改正事項について

その他の法改正事項について

●産業廃棄物の廃プラスチック類を保管する場合の保管量の上限

(法施行令第6条第2項ロ(3)、R1.9.4施行)

産業廃棄物の廃プラスチック類の処理施設において、優良産業廃棄物処分業者が、産業廃棄物の廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合は、保管量の上限を、当該施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に28（通常は14）を乗じて得られる数量とする。